

「収益認識に関する包括的な会計基準の
開発についての意見の募集」に対する意見

生命保険協会

2016 年5月 31 日

本意見募集文書（以下、「本文書」）において意見を求められている質問項目のうち、「質問1」および「質問6」について意見を申し述べます。

質問1

お寄せいただくご意見を今後の当委員会の基準開発において適切に踏まえるために、以下の質問についてご回答いただくにあたっては、どのような立場（財務諸表利用者、財務諸表作成者、監査人、学識経験者、その他）に基づくものかをご記載ください。

- ・ 財務諸表作成者の立場に基づく意見を申し述べます。

質問6

その他、当委員会が取り組んでいる我が国における収益認識に関する包括的な会計基準の開発に関して、ご意見があればお寄せください。

- ・ 我が国における収益認識に関する包括的な会計基準の開発にあたり、IFRS 第15号の内容を出発点として検討を始めている（本文書第16項）。
- ・ そして、IFRS 第15号第5項では、IFRS 第15号の具体的な適用範囲が定められている（本文書第193項）。
- ・ 我が国における収益認識に関する包括的な会計基準の今後の開発においては、早い段階で当該会計基準の具体的な適用範囲について、方向性を示していただきたい。

以 上